

平成28年7月12日

新潟市建設工事入札参加業者 各位

西部地域土木事務所建設課
財 務 部 契 約 課

西土第4号 主要地方道新潟中央環状線（仮称）中ノ口川橋上部工工事
について（お知らせ）

西土第4号 主要地方道新潟中央環状線（仮称）中ノ口川橋上部工工事の積算内容についてお知らせいたします。

記

（1）内容

架設工事の間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の率計算の対象額について、一部積算基準の記載内容と異なっています。

具体的には、架設工事の共通仮設費（率分）及び現場管理費算出時において、各々の対象額に鋼橋工場製作工の鋼材費に計上されているスクラップ金額（管理費区分9デザインポール等の機器費）の合計額がプラスの金額として加算され、共通仮設費（率分）と現場管理費を算出しています。

なお、一般管理費対象額の算出については、積算基準どおり、工事原価（工場製作原価＋架設工事原価）から「管理費区分9デザインポール等の機器費」および「管理費区分35諸経費対象外」を対象外として算出しています。（一般管理費対象額からマイナスの金額を減じているため、プラスの金額が加算されるのと同じになります。）

本工事の積算書では、下記の算出方法で積算を行っておりますので、ご注意願います。

項目	本設計
共通仮設費（率分）対象額	直接工事費-1-9-35
現場管理費 対象額	純工事費-9-35
一般管理費 対象額	工事原価-9-35

注1) 上表の数字は、下記の管理費区分の合計金額を示す。

1：桁等購入費

9：デザインポール等の機器費

35：諸経費対象外

注2) 9,35は、マイナスの金額となっているため、結果として金額が加算されます。

(2) 契約後の対応

契約後に上記について設計変更の対象といたします。